

大曲墓園「合葬墓」

申込みのご案内



問合せ・申込先：大仙市 市民部 生活環境課
〒014-8601 秋田県大仙市大曲花園町1番1号
TEL 0187-63-1111 内線187

令和7年11月20日 発行

1. 大曲墓園『合葬墓』とは

- (1) 一つのお墓に遺骨を合同で納骨するものです。
- (2) 個人での墓碑の建立や管理、承継の心配がありません。
- (3) 生前の予約はできません。
- (4) 一度納骨した遺骨は改葬、返還することはできません。
- (5) この合葬墓では僧侶等を伴う法要等の宗教行為は禁止させていただきます。

2. 合葬墓を利用できる方

- (1) 市内の方【遺骨あり】
 - ・本市に本籍か住所を有している方
 - ・お墓がなく、遺骨を自宅に保管または寺院等に預けている方
- (2) 市外の方【死亡時に市民だった方の遺骨を所有】
 - ・死亡時において、本市に本籍か住所を有していた方の遺骨を納骨しようとする方
(利用者が市内に本籍または住所を有していなくても利用することが可能です。)
- (3) 現在使用するお墓を墓じまい(改葬)する方
 - ・本市に本籍か住所を有している方、または死亡時において本市に本籍か住所を有していた方の遺骨を納骨しようとする方が対象です。

※ 墓じまい(改葬)が完了した後、利用することが可能です。

3. 合葬墓の利用申請

合葬墓を利用する場合は、事前に市へ申請し、許可を得る必要があります。

市は利用を許可した方へ、合葬墓利用許可証を発行します。

- (1) 申請は、納骨する全ての遺骨について行い、許可を受ける必要があります。
 - ※ 複数の遺骨を納骨する場合、1回の申請でまとめて申請し許可を受けることができます。
- (2) 利用許可を受けた遺骨以外を納骨することはできません。
- (3) 利用許可の権利は譲渡、および承継することができません。

4. 合葬墓使用料(永代使用料)

- (1) 遺骨1体につき、30,000円(納骨袋代を含む)
 - ※ 年間管理手数料等はありません。

5. 申請時に必要な書類

- (1) 合葬墓利用許可申請書
- (2) 死体埋火葬許可証または改葬許可証
 - ※ 改葬許可証は後日の提出でも可

(3) 申請者の本籍または住所が確認できる書類

(申請者の本籍が記載された住民票、マイナンバーカードまたは免許証の写し等)

【申請者が市外にお住まいの場合(本市に本籍と住所を有していない)】

(4) 納骨される方の死亡時における本籍または住所が確認出来る書類(除籍謄本など)

※ 死体埋火葬許可証で確認が出来る場合は不要

【市営墓地や寺院等のお墓から墓じまい(改葬)をする場合】

(5)「改葬許可申請書」と「墓じまい前後の写真」

※ お墓の解体前、解体後の状況を撮影してください。写真の提出をもって改葬が完了したと判断し、受付を行います。

【参考】申請時に提出する書類等の例

申請者の区分	提出書類等
A-1 本市に本籍か住所を有し、遺骨をお持ちの方	①合葬墓利用許可申請書 ②申請者の本籍、住所が確認できる書類 ・本籍の記載がある住民票 ・マイナンバーカードの写し ・免許証の写し ③死体埋火葬許可証 ④永代使用料(1体につき3万円)
A-2 死亡時に本市に本籍または住所を有していた方の遺骨を納骨しようとする方	①合葬墓利用許可申請書 ②申請者の本籍、住所が確認できる書類 ③(納骨する方の)死亡時における本籍または住所が確認できる書類 ・死体埋火葬許可証または除籍謄本等 ④永代使用料1体につき3万円
B 市営墓地にある墓を墓じまい(改葬)し、納骨しようとする方	①合葬墓利用許可申請書 ②申請者の本籍、住所が確認できる書類 ③改葬許可申請書(納骨する全ての遺骨について記載する) ④永代使用料(1体につき3万円)
C 寺院等の墓地にある墓を墓じまい(改葬)し、納骨しようとする方	①合葬墓利用許可申請書 ②申請者の本籍、住所が確認できる書類 ③改葬許可申請書(納骨する全ての遺骨について記載する) ④永代使用料(1体につき3万円)

6. 合葬墓への納骨

- (1) 合葬墓利用許可証の交付後、生活環境課へ連絡し納骨日を予約します。
※ 現在使用しているお墓からの改葬の場合、お墓(墓石)の撤去と返還が完了したことを確認した後、合葬墓利用許可証を交付します。
- (2) 納骨できる日時(予約可能な日時)は、12月から3月の冬季間と、8月12日から15日のお盆期間、9月20日から26日のお彼岸の期間をのぞいた、平日の午前10時です。
- (3) 遺骨は利用許可申請時に配布する納骨袋へ1体ずつ入れてください。
- (4) 遺骨は予約した納骨日に大曲墓園へ持参してください。
- (5) 遺骨を引き取る際に、合葬墓利用許可証を確認します。忘れずに持参してください。
- (6) 合葬墓への納骨は職員が行います。納骨時の立会はできません。

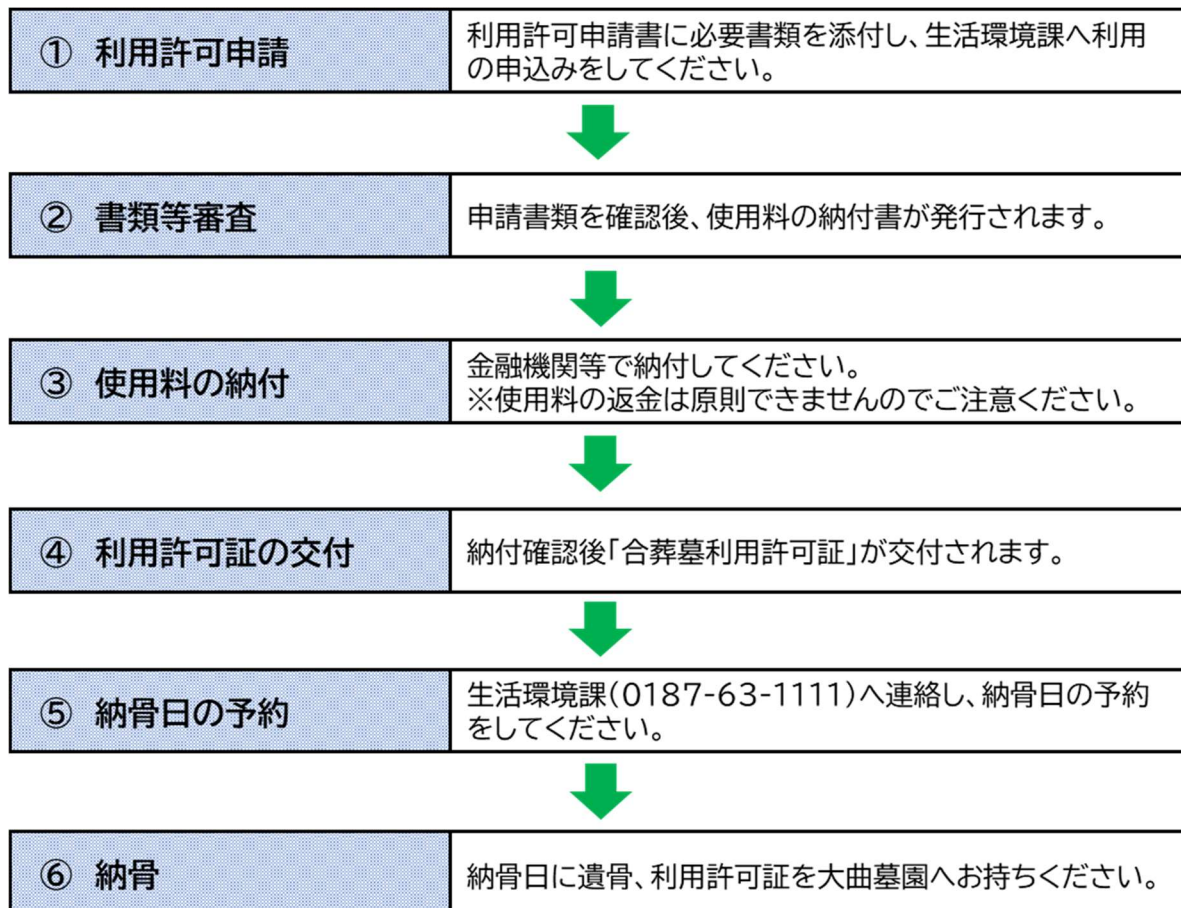
7. その他、注意事項

- (1) 納骨した遺骨は返還、改葬することはできません。
※ 親族と十分にご相談の上、利用を決めてください。
- (2) 生前の予約はできません。
※ 自身が亡くなった後、合葬墓への納骨を希望される方は、自身の葬儀や祭祀を行う方へ、合葬墓利用の意向をお伝えください。
- (3) 副葬品や遺髪等を遺骨と併せて埋蔵することはできません。
- (4) 土葬されていた遺骨は納骨できません。火葬をしてから申請してください。
- (5) 生前に火葬した上下肢の納骨はできません。
- (6) 墓参りは献花台の前で行ってください。
- (7) 花やお供え物をお持ち帰りください。
- (8) 線香、ロウソク等を使用しないでください。

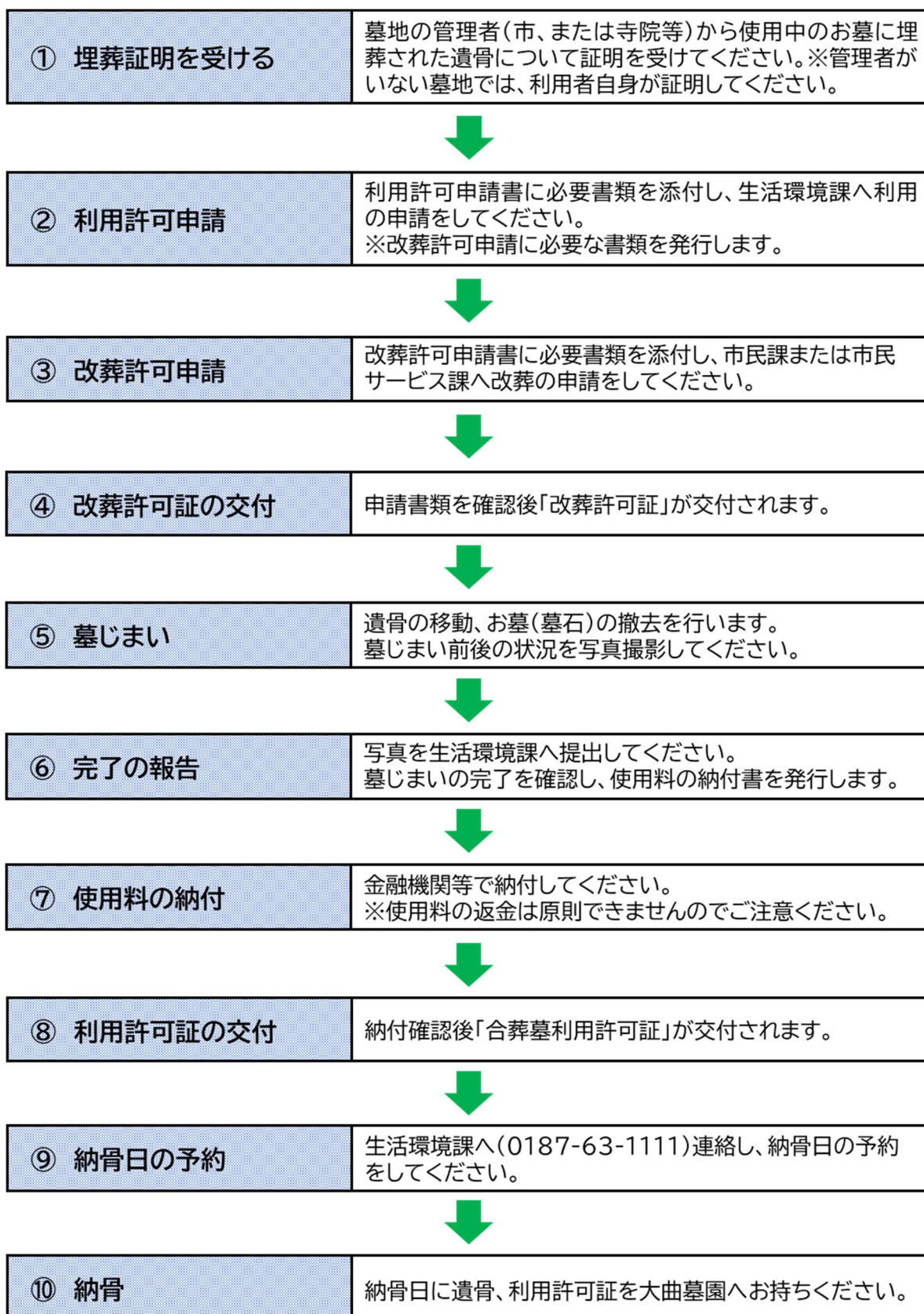


○ 利用申請から納骨までの流れ

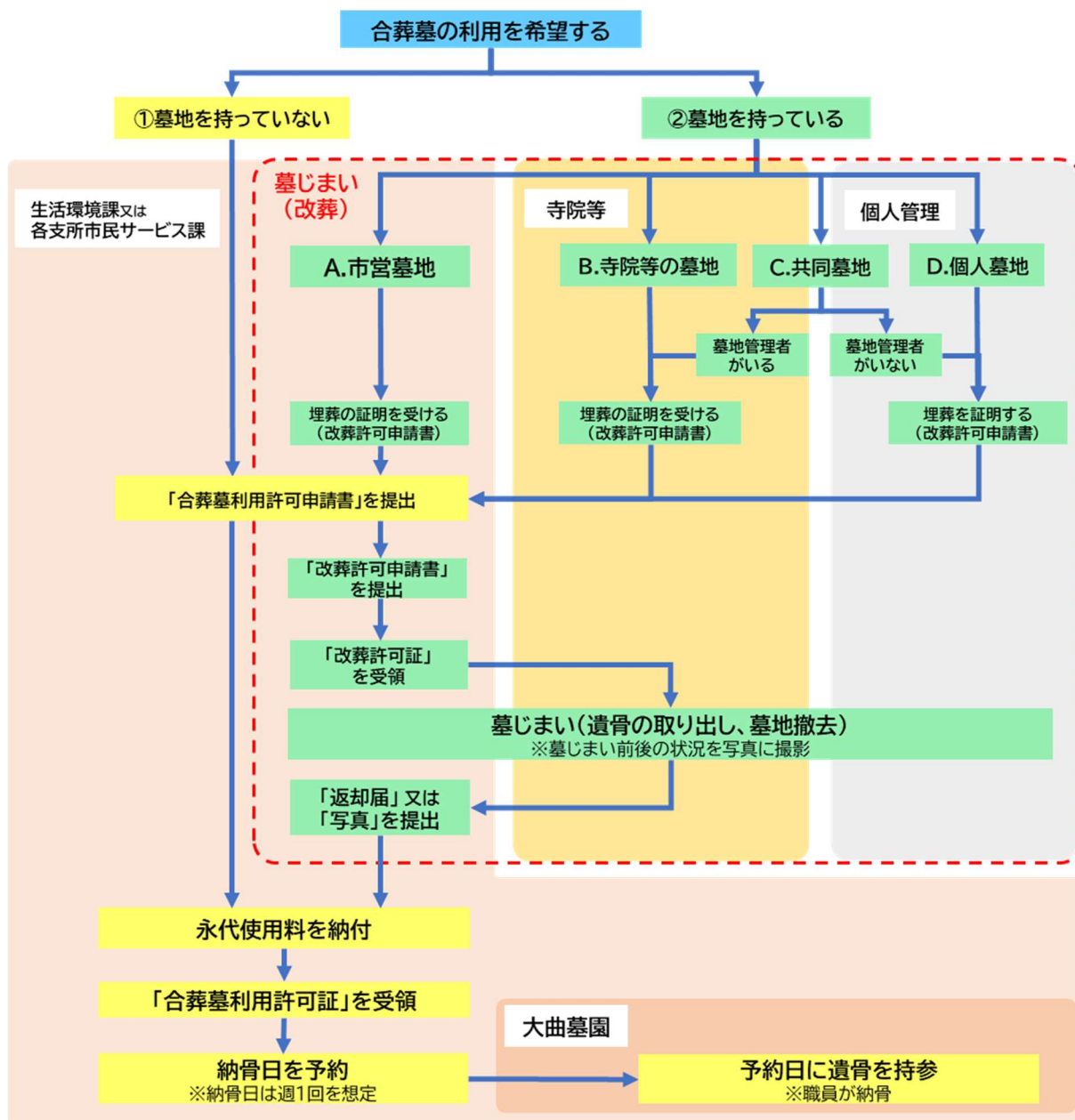
1. お墓を持っていない方



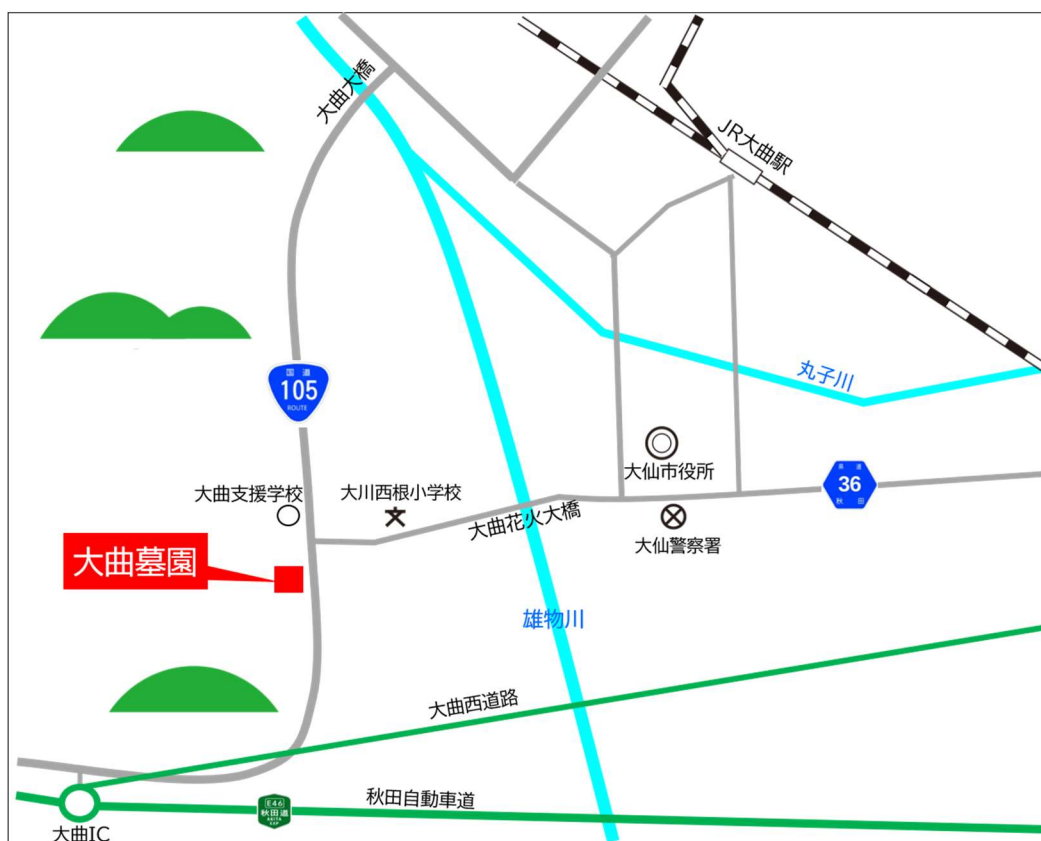
2. お墓を持っている方(墓じまいをして利用する方)



○ 合葬墓への納骨フローチャート



○ 大曲墓園案内図（住所：大仙市大曲西根字仁応治地内）



○ 大曲墓園内位置図

